

提言

豊かなライフスタイルを実現する情報社会のために
～関西発:IT「共育」環境の実現へ～

平成15年1月

社団法人 関西経済同友会

情報社会委員会

平成14年度 関西経済同友会 情報社会委員会 骨子

テーマ：豊かなライフスタイルを実現する情報社会のために

～ 関西発：IT「共育」環境の実現へ～

情報社会の理想像

解決すべき課題 (理想と現実のギャップ)

提 言

高度なコミュニケーション社会
情報リテラシーが高まった社会
(Advanced Communication Society)
情報の送り手と受け手が共鳴できる社会
(Resonant Communication Society)

国民のIT化を臨む声が高まっていない

国民の意思をよりダイレクトに反映させることができる社会

十分に個人の意思が反映されていない国政や選挙制度

投票システムの変革

- 国民投票の制度化と住民投票の拡大
- 選挙・国民（住民）投票の電子化
- 選挙制度に関する規制緩和・撤廃

関西に情報社会の「共育」拠点を！

○教育機関での「共育」

情報「共育」メニュー

- 専門分野
IT技術、サイバー法、セキュリティ
- 研究分野
コミュニティ、コンテンツ、アミューズメント
- 特殊分野
CIO育成プログラム、資格取得プログラム
- 一般分野
基礎知識などの市民講座
- 教員養成
義務教育対応講座

いつでもどこでも欲しい情報が入手・活用できる社会

国民主体の視点に欠けた行政サービス

真の行政「サービス」を追求

行政サービスは“縦割り窓口”“役所手続”
“サービス時間帯”と顧客思想の観点から大きく遅れをとっている。

- 電子行政サービスの実現
- 組織の見直しと推進責任者（CIO）の設置

活躍の場が広がる社会

情報社会の進化に追従していない資格制度・働き方の形態

活躍を促進する社会システムの変革

総合的なIT能力の高さを証明できる指標が不明確である。
IT活用型オフィスはまだ片鱗が見えている程度である。

- 総合的なIT能力
- IT型オフィスの展開

快適かつ安全なIT環境が確保された社会

情報社会への対応が不十分なITセキュリティ環境

情報社会に対応したサイバー法の整備

サイバー犯罪などへは現状法を適応しており、情報社会に適応した法律とは言えない。
基礎的な情報社会に対する教育が未対応である。

- サイバー法の整備
- 業界による防御
- 国民を保護する社会

IT基礎教育の義務教育への組み込み

- 「情報社会観」教育
- 自己防衛教育
- 情報リテラシー
 - 教員の養成・確保
- 教育レベルの維持

○リアリティのある「共育」の場

リアリティ「共育」

- 国民（住民）の体験
 - ・自己責任・自己防衛の必要を体感
 - ・デジタル・デバイス層の底上げを可能にする環境
 - ・世界の近さを実感できる環境
 - ・未来生活の便利さ体験できる環境
- 義務教育の体験学習
- 大学の実習
- 大学研究の実験場
- （企業）研究成果発表の場
- 国民（住民）の声収集の場

○「共育」環境に関する情報発信

目 次

1. はじめに

- 1.1 情報社会委員会の目的
- 1.2 本提言の主旨

2. 情報社会の理想像

- 2.1 国民の意思をよりダイレクトに反映させることができる社会
- 2.2 いつでもどこでも欲しい情報が入手・活用できる社会
- 2.3 活躍の場が広がる社会
- 2.4 快適かつ安全な IT 環境が確保された社会

3. 解決すべき課題

- 3.1 十分に個人の意思が反映されていない国政や選挙制度
- 3.2 国民主体の視点に欠けた行政サービス
- 3.3 情報社会の進化に追随していない資格制度・働き方の形態
- 3.4 情報社会への対応が不十分な IT セキュリティ環境

4. 提言

- 真の国民主権政治の実現に向けた投票システムの変革
- 国民をお客様と再認識し、真の行政「サービス」を追求
- 個の活躍を促進する社会システムへの変革
- 情報社会に対応したサイバー法の整備
- 基礎的なプライバシー・セキュリティ・IT 教育の義務教育への組み込み
- 関西に情報社会の「共育」拠点を！

5. おわりに

参考資料

1. はじめに

1.1 情報社会委員会の目的

情報通信技術の急速な発展に伴い、世界的な規模で進展する「IT_{*1}革命」は、かつての産業革命に匹敵する大変革を社会にもたらしつつある。特にパソコンの普及と通信インフラの整備による広域情報の連携、とりわけインターネットの急激な成長と商業化は、個人や企業の社会経済活動を更に拡大し、世界的規模での情報連携を可能にした。

わが国においても低迷する経済活動からの脱却を目指し、IT革命を国家戦略として取り組む、いわゆる e-Japan 戦略のもと、超高速アクセス網などの通信インフラや法律などの環境整備が進められている。すなわち通信のブロードバンド化とモバイル化、ネットワークのシームレス化やユビキタス_{*2}化などが情報社会を大きく変えるきっかけになろうとしており、具体的には動画等大容量の情報がストレスなくスムーズに送受信できる環境、場所を選ばずにいつでも情報の受発信ができる環境が実現されつつある。

このように様々な分野で IT が活用される土壌が整備され、社会・産業・生活のあらゆる分野で大きな変化が生まれようとしている。このことは将来すべての国民が高い情報リテラシー_{*3}を保有し、各世代がそれぞれ活躍・挑戦できるステージが創造され、個性や主体性を尊重し、物理的価値一辺倒でない新たな価値観の多様化にも繋がるものと期待する。

しかしながら、現在のわが国における情報社会は、IT 革命の進展やそれに伴うビジネススタイルの変化により生活の向上が図られたにもかかわらず、国民一人ひとりの実感として「豊かなライフスタイルが実現された社会」であるとの認識はあまり高まっていないのではないかと。電子政府・電子自治体の推進では、本来「国民が得るべきサービスとは」といった行政の本質とも言うべき部分のコンセンサスの欠如など、いわゆる e-Japan という「光」の側面を推進する上での諸課題が依然存在するほか、サイバー犯罪やプライバシー侵害などの危険性、あるいはディジ

タル・デバイド^{*4}層の存在など、IT 革命進展の陰で、社会経済や個人生活にマイナスの影響を与えている「影」の側面を無視し、情報社会の発展を考えることはできない。

グローバルな市場でわが国が再び競争優位に立つために、『重要な要素のひとつが IT 革命である』との認識を今一度全国民が正しく理解、確信し、そして実感する必要がある。

幸い関西は、京都大学や大阪大学など 21 世紀 COE (Center Of Excellence) プログラムにも採択される国内トップレベルの大学や、関西文化学術研究都市や国際文化公園都市の研究施設の集積など、大きな知の集積が存在する。

また、全国に先駆けてモバイルのコンシューマ利用が進んだ地域でもあり、新しいアイデアやコンテンツを事業化する逞しい商魂に根ざした地域でもある。

今後、ますます進化する情報社会にあって、これらのポテンシャルを有する関西地域に今何が必要なのか、今何が出来るのであろうか。以上の認識に基づき、関西のあらゆる分野の人々が「真に豊かな情報社会とは何か」を“共に考え”その“実現に向けて行動を起こす”ためのきっかけを創ることを、当委員会の活動目的とした。

1.2 本提言の主旨

関西経済同友会情報社会委員会は、約 2 年間にわたる活動の成果として、より豊かなライフスタイルを実現する情報社会を目指し、まず「理想とする情報社会」を明らかにするとともに、「現状」と比較することにより諸課題を探索し、民間の視点から優先あるいは緊急に着手すべき事項について提言を行うものである。

特に最終章では、関西で今実践すべき事項として、**産官学そして国民が共に情報リテラシーを高め合い、育ち・育む**(これを本委員会で「共育」と呼ぶ)**総合的な情報社会「共育」環境の構築とその実践**について提言する。

*1 IT 【information technology】

情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

*2 ユビキタス 【ubiquitous】

ユビキタスは「遍在（へんざい）する。同時に、いたるところに存在する」という意味のラテン語を語源とする。ネットワークのユビキタス化とはいつでもどこでもネットワークにアクセスできること。日常どこにいてもコンピュータが使える環境を指している。

*3 リテラシー 【literacy】

読み書き能力。またある分野に関する知識やそれを活用する能力。

（【情報リテラシー】情報化社会でコンピュータなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。）

*4 デジタル・デバイド 【digital divide】

情報を持つ者と持たない者との格差のこと。元々は富裕層がデジタル機器を利用し情報を得てさらに経済力を高めるため、貧困層との経済格差が広がることを指す。デジタル格差。〔アメリカ商務省が 1999 年に発表した報告書での造語〕

2. 情報社会の理想像

情報社会の理想像は、一言で表現すると“**高度なコミュニケーション社会**”である。

“高度なコミュニケーション社会”（Advanced Communication Society）は、個々人の情報リテラシーが高まった社会であるとともに、情報の送り手と受け手が互いに共鳴できる社会（Resonant Communication Society）の側面も合わせ持つものである。

以下に“高度なコミュニケーション社会”を4つの視点より解説する。

2.1 国民の意思をよりダイレクトに反映させることができる社会

国民（住民）と政治が身近で、国民（住民）の声・意思により国・行政が変わる社会である。

国民の声・意思を反映する仕組みとしては「選挙」「国民（住民）投票」があり、それらがITを用いて簡単に行う環境が整っている社会である。

例えば選挙では候補者の政策などがネットワーク上で公開されており、さらには質問などを可能とするものである。そして、選挙当日は有権者が投票所に出向くことなく自宅や出先、さらには海外からでもモバイル端末から簡単に「電子投票」を行うことができる。それにより高い投票率（国民（住民）の総意に近くなる）で議員が選出されることに加え、投票所に行くことのできない人も参加しやすくなる。

2.2 いつでもどこでも欲しい情報が入手・活用できる社会

国民個々人が必要とする情報に、全国どこにいても自宅やオフィスと変わらない感覚で24時間アクセスできるインフラ（“高速大容量”であることおよび“ワイヤレス”が可能であること）が整備され、サービスを受けることが出来る社会である。

例えば旅行の日程や目的地を入力すれば必要となる交通機関や宿泊の手配・決済を自動的にできる、役所の窓口まで出向かなくても24時間行政の諸手続きを行える、顧客先での商談に離れたオフィスや研究所に居るエンジニアを交えながら進めることができる。

2.3 活躍の場が広がる社会

公的・社会的に認められた資格やキャリアにより個々人の IT 能力が総合的に正当評価され、保障されることにより情報社会で自らを活かせる社会である。

雇用側にとっても求める IT 人材についての知識や資格、キャリアを明確な基準で公表(求人)することで適材適所の人材をすばやく探すことができ、その結果、労働生産性が向上し、人材育成コストを抑えることができる。

また整備されたネットワークインフラ等によって事業所に縛られることなく働くことができる社会である。

2.4 快適かつ安全な IT 環境が確保された社会

特別な操作を必要とせず、個々人の使い勝手に合わせてカスタマイズできる情報機器を国民誰もが使い、IT 化された"街""自動車""家電""住居""オフィス"等を言語の違いすら意識せず日常生活の中で活用できる社会である。

また、意を同じくするコミュニティがネットワーク上で構築・運営され、多くの人に参加することによって活動が活発化され、新しい"助け合い"の精神が距離や時間にとらわれることなく発生して、心暖かな人間関係を築くことができる社会となっている。

これを造語：「情報人間的相互扶助」と呼ぶ

さらに IT 化の進展により高度化・凶悪化するサイバー犯罪やトラブルに対し、司法・行政による捜索・逮捕・立件・裁判等が(国際範囲も含めて)サイバー法に基づいて行われ、民間によるセキュリティ・保険・警備体制、さらには業界の自主規制も確立され、情報社会に適応した基礎教育環境も充実し、国民誰もが情報社会を理解し・安心して IT を活用できる社会である。

3. 解決すべき課題

「理想の情報社会」や「IT が国民の生活を豊かにする」、「IT によって豊かな国民生活がもたらされる」という期待が漠然としており、IT によって何がどう快適になるのかが不明確であるため、真に「**国民の IT 化を望む声**」が高まっていないと言って過言でない。

ここでは、現在の社会における IT 化の実態について事例・情報を基に考察し、理想とのギャップを捉えることにより、「理想の情報社会」実現のために、急いで解決しなければならない課題を抽出する。

3.1 十分に個人の意思が反映されていない国政や選挙制度

ここでは、国民が自分の意思を社会へ反映する場として“**選挙**”、ならびに“**国民（住民）投票**”に焦点をあてることとする。

国民の政治への参画の機会、直接的には選挙であり、国民（住民）投票などであるが、現状における政治不信や行政への期待感の低下は、国民の意識を十分に把握し、国民の納得が得られるような政策や施策が、事前に公開されていないことや民意の反映機会が極めて少ないことなどが原因と言えよう。

選挙の現実

もっとも身近な国民の政治参加方法・政治への意思の反映方法は選挙と言えるが、今日の低投票率を顧みれば、**政策に国民の意思が反映されているとは言いがたい**。投票率に影響を与える要因の一つとしては、指定された日時に指定された会場まで足を運ぶ不自由さがあり、天候や個人のスケジュールに左右されるといったハードルがあげられる。

現在日本で実施されている電子選挙は投票所に出向き、タッチパネル式に投票を行うものであり、電子集計のためだけの仕組みと言っても過言ではなく、ハードルの克服には至っていない。

国民投票・住民投票の現実

国民の意思を政治へ反映させる具体的活動は署名と陳情という活動しか行われていないというのが現実であり、政治に対する国民の意思を問う国民投票は行われていない。

また、自治体における住民投票の多くは空港建設や原子力発電所立地など、地域開発の大型プロジェクトに関する可否を住民に問う形態

で個別案件形となっている。

パブリックコメントについては制度化されており、既に実施されている。仕組みとしては国民（住民）投票と同様であるが、意見が結果を左右する明確な指標は設けられていない。

参考資料	参考 1『国政選挙の投票率推移（総選挙）』 参考 2『国民投票に対する世論調査』 参考 3『住民投票制度の形骸化』
------	---

3.2 国民主体の視点に欠けた行政サービス

国民（企業）が IT により受けることのできる豊かさは「便利」「快適」「ゆとり」である。

民間企業ではすでに顧客満足度“CS”という観点で「便利」「快適」「ゆとり」をキーワードに自社のサービスを見直す傾向にあるので、ここでは、顧客志向に関して大きく遅れをとっている行政サービスに焦点をあてる。

電子行政サービスの現実

現在の電子行政サービスは遅々として進んでいないように見える。“縦割り窓口”“手続き場所”“サービス時間帯”などを見ても国民・企業にとって利便性の良い状態とは言いがたい。

e-Japan 重点計画-2002 によれば、
『平成 15 年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するため、平成 14 年度中に全府省において、申請・届出等手続の電子化に関わる共通基盤システムを整備するほか、行政情報の電子的提供、政府調達の電子化等を推進する』
となっており、これに基づき具体的施策（ワンストップサービス・24 時間サービスなど）を掲げている。この計画が着実に実現されることにより行政（国・自治体共に）サービスの電子化は飛躍的に改善されることとなる。

しかし、各自治体の推進体制強化に繋がる項目については「研修・啓発・アドバイザーの派遣等支援」ととどまり、各自治体が真に必要な責任と権限が明確化された推進責任者を擁する体制確立にまでは程遠い。

参考資料	参考 4『e-Japan 重点計画-2002』 参考 5『電子自治体に期待する効果』 参考 6『情報社会に求めるもの』
------	---

3.3 情報社会の進化に追随していない資格制度・働き方の形態

個人の保有する IT 能力を的確に情報社会で活用できる仕組みとして、公的な資格の導入と、IT により実現される SOHO やリモートオフィスといった働く「場」に縛られないオフィスに焦点をあてる。

IT 能力評価の仕組みの現実

総合的な IT 能力の高さを証明できる指標が現実の情報社会においては不明確である。

能力・スキル等の指標としては「資格」が一般的であり、IT に関する資格は技術資格が国や民間企業で規定され、資格認定が行われているが、単独技能のものしか存在していない。技術とは異なる情報の持つ意味やその価値を評価することのできる人文系資格がなく、さらには複数資格を総合的に判断する指標も無いのが現実である。

その既存の技術資格においても技術進歩の激しい時代には数年で陳腐化してしまうのが現実である。そのため、有資格者であることが必ずしも能力を証明するものではないというのが現在の資格制度であると言わざるを得ない。特に最先端の IT 技術資格では、技術発展に合わせた更新制度のようなものが必要と考えられるが、現状ではそのようなリフレッシュ施策はない。また専門学校で学び、せっかく資格をとっても就職には役立たないというケースもある。社会の進化にキャッチアップしていく仕組みが必要とされている。

IT 活用型オフィスの現実

自宅が事業所となる SOHO やいつでもどこでもオフィスと同じ環境を実現できるリモートオフィスのような勤務形態は片鱗が見えている程度であり、IT を活用した「場」とらわれないオフィスが社会に浸透しているとはいいがたい。

参考資料 参考 7 『IT に関する資格』

3.4 情報社会への対応が不十分な IT セキュリティ環境

情報社会を法的に守るためのサイバー法の整備状況と情報社会の基礎教育のあり方に焦点をあてる。

社会を守る仕組みの現実

IT は犯罪にも変革をもたらし、様々な新しい犯罪を生んだ。ネットワークで繋がっているシステムに侵入して、ホームページの書き換えはおろか、システム破壊・データ改ざん・なりすまし等々、列挙にいとまがないほどである。電子商取引における被害範囲は広がっている。また、メールに添付されているウィルスも愉快犯的要素がないわけではないが、大勢の人間に迷惑を及ぼし、システムの麻痺につながるなど、社会生活を脅かすことになる。

リアル社会における不正・犯罪の予兆は、実態的にある程度確認可能であった。しかしながら、サイバー社会では、その実態が極めて見えにくい状況であり、発見の遅れ・見落としなどにも繋がる。また発見に至っても、現在は、リアル社会を前提とした既存の法律を適用することにより、困難を承知の上で当面の問題を対処しようとしている状態である。現行法の下ではサイバー特有の犯罪・トラブルといった事象への対応や国を越えた事象にも対応するには無理があるといわざるを得ない。犯罪の波及が早く社会への影響も大きいサイバーの世界と今までのリアル社会とでは罰則の重さ一つにしても同一であること自体がおかしい。また、世界の国の中には既に国際攻撃に関して国内法へ明記しているところもあるが、日本においては国際条約(欧州評議会)への署名にとどまっている。

「迷惑メール」や「ワン切り」も立派なサイバーテロであるが、表現の自由・通信の秘密・営業の自由に抵触するという理由により、発生当初キャリアはお客様を守る行動が取ることができなかった。アメリカには業界団体の自主規制があるのに対し、わが国では業界の自主規制にさえも行政の事前了解が必要となる。

サイバー警察やサイバー弁護士・サイバー保険などは存在しているものの、十分とはいいがたく社会システムとして、実際の生活に定着出来ずにいる。

欧州評議会サイバー犯罪条約

「不正アクセス」「不正傍受」「データ妨害」「システム妨害」「装置濫用」「コンピュータ関連偽造」「コンピュータ関連詐欺」「児童ポルノ関連犯罪」「著作権及び関連諸権利の侵害に関する犯罪」をサイバー犯罪と定義し、相互援助および引き渡し命令を含む国際協力について規定している。

基礎教育の現実

昔から日本には「安全」はあって当然、「情報」にはさほど価値を見出さない一般の認識傾向があり、自己防衛意識が低いと言える。ITはグローバルであり官製の安全な社会はありえないのである。

また、e-Japan 重点計画にのっとり、すべての国民の情報リテラシー向上にむけた環境の整備のため、インターネット接続されたパソコンが学校に設置されているが、義務教育基礎課程である小学校では、パソコンの操作やインターネット上のホームページ閲覧などを中心とした技能教育にとどまっており、情報の価値・セキュリティ・プライバシー等といった分野にまで及んでいないのが現実である。

これまで IT 教育に関する教員スキルは技能操作面のみに限定されており、文部科学省が出している新「情報教育に関する手引き」にはモラル教育の項目が記載されているものの、学習指導要領や教員の情報教育に関する研修部分には明記されていないのが実態である。

IT 時代になるまで IT に触れることもなかった市民や、企業における IT 教育でも状況は同じで、とりあえずパソコン教室が入り口となっているに過ぎず、デジタル・デバイド対策とはなっていない。しかし、産業主体で特別な操作を必要としない IT 機器の開発は進められており、ハードウェアや言語といった障害を取り除く努力は日々続けられている。

さらに、ネットワーク上のコミュニティを通じて暖かな、共鳴し合える人間関係も存在しており、国民の情報リテラシーやモラル、自己防衛意識等が整備されれば、さらに人間味豊かな情報社会へと発展する可能性が高い。

参考資料

- 参考 8 『サイバー犯罪の増加推移』
- 参考 9 『サイバー犯罪の国別発信元』
- 参考 10 『迷惑メール・ワン切り』
- 参考 11 『学習指導要領における情報教育内容』
- 参考 12 『教員の要請研修目標』
- 参考 13 『個人情報保護』
- 参考 14 『知的財産の侵害』
- 参考 15 『人間的秩序の崩壊の危険』
- 参考 16 『市民が IT 講習会に期待する事項』
- 参考 17 『IT 化格差（デジタル・デバイド層）』
- 参考 18 『サイバー上のコミュニティ事例』

4. 提言

提言： 真の国民主権政治の実現に向けた投票システムの変革

**提言： 国民をお客さまと再認識し、真の行政「サービス」を追求
自治体に CIO を設置し、強力に e 自治体構想を推進
責任と権限を有する CIO は民間から人材登用(天上り)**

**提言： 個の活躍を促進する社会システムへの変革
IT 社会への対応力を保証する総合的な資格の設定
IT を活用した働く環境の多様化**

提言： 情報社会に対応したサイバー法の整備

提言： 基礎的なプライバシー・セキュリティ・IT教育の義務教育への組み込み

提言： 関西に情報社会の「共育」拠点を！

**そして、情報社会「共育」プログラム(心技体)を世界に発信
関西の教育機関に情報「共育」メニューを揃えた教育カリキュラムを整備
リアル体験ができる「共育」の場(体験学習・実習など)の設置**

提言： 真の国民主権政治の実現に向けた投票システムの変革

本来、政治は国民にとって身近なものであるべきである。

そのためには、国民（住民）の意思を、政治や公的意思決定に反映する仕組みを構築することが求められる。具体的には、「選挙」、「国民（住民）投票」を実施しやすい環境を築くことである。投票に対するハードルを下げる仕組み、政策論議の出来る仕組みを作ることにより、国民の政治参加が促され、候補者は国民意思を尊重ようになる。

ITを活用することにより、仕掛けを整備することはできるが、本当に機能させるためには、いくつかの克服すべきハードルが存在する。例えば、選挙に関しては公職選挙法により、「“立会人”が必須である」、「インターネット上での政策などの掲載禁止」などの制約がある。国民投票については、憲法改正以外には法で規定されたものはない（憲法改正の国民投票もその手続きについては定めない）。住民投票については空港建設などの個別案件に関するものは対象となるが、条例案の是非を問うもの等は対象となっていない。

公職選挙法第142条により、電話での選挙演説や投票依頼は問題ないが、不特定又は多数の人に文書図画を掲示及び発信する行為は違法とされている。

〔国民投票の制度化と住民投票の拡大〕

- 国の政策、重要な法案（例えば「住民基本台帳法」や「個人情報保護法」等）などに対し、国民の意思を直接確認する国民投票の制度を設けるべきである。
- 住民投票の対象となる案件を条例案などに拡大すべきである。

〔選挙・国民（住民）投票の電子化〕

- 国民（住民）がどこからでも投票が可能となる環境の構築を行うため、ITを活用する。
- 投票権を持つ全ての国民（住民）が扱えるやさしいインタフェースで構築する。
- 投票の公正性や秘密保護のため、システムのセキュリティ強化や本人性確認の仕組み導入が必須である。

〔選挙制度に関する規制緩和・撤廃〕

- 投票場に出向くことなく電子投票が行われるようにするため、投票の際の立会人の必要性を定めた公職選挙法を改正すべきである。
- 選挙活動にインターネットが活用可能となるよう公職選挙法の「文書図画」の制限について見直しを行うべきである。

> 今後の可能性（波及効果）

- 電子投票の導入で、より多くの人投票できるようになると、一部の利益を代弁する組織票の効力が薄まり、より多くの国民の意思（真の民意）を反映する議員が選出されるようになる。
- また、議員の政策や実績がホームページで公開されることにより、国民のチェックが容易に行われるようになり、真に国政を担うに足る議員を選出することが可能になる。このため、「知名度の高さ」や「地元への利益誘導」だけでは、当選できなくなり、候補者や議員はより責任を持った行動を迫られる。
- しかし、国民（住民）の政治離れは行政が身近に感じられないことから起こっているといえるのではないか。これは国に権限が集中しており、国民に一番近い行政すなわち地方自治体で独自性が発揮しにくいことが大きく影響しているだろう。地域の活性化は国会議員よりむしろ、地域に近い地方議員が住民の声をキャッチしながら検討実施されるべきであるが、その住民が選んだ地方議員が陳情で中央政府にお願いするという状態では、地域独自性を発揮することは非常に困難だと言える。国民（住民）にとって政治がより身近となるよう、地域主権確立に向け税制を含めた大胆な権限委譲・地方行政裁量権の拡大が必要不可欠であり、行政の PL (product liability) 導入も併せて検討されることが望まれる。

**提言： 国民をお客さまと再認識し、真の行政「サービス」を追求
各自治体に CIO₊を設置し、強力に e 自治体構想を推進
責任と権限を有する CIO は民間から人材登用(天上来り)**

行政サービスとは本来国民(住民)本位で提供されるべきものである。

電子行政サービスの充実は、官主導から国民の立場に立ったサービスへと移行するチャンスである。理想は、「組織に対応した行政本位の縦割り窓口ではなく、ライフシーンに対応した住民本位の窓口」、「全国いつでもどこでも受けられるサービス」であるべきであり、その実現のためには行政の内部組織や業務の抜本的見直しも行われる必要がある。

第 1 歩としては e-Japan 重点計画を着実に進めていくことであるが、各自治体はスキル・人材不足という問題も抱えており、計画を推進するための人材および組織が必要である。

ライフシーンとは

出産・入学・就職・結婚・転出などの生活の上で発生する各種イベントを指す

〔電子行政サービスの実現〕

- 国民のライフシーンに適応した組織横断的な行政サービス(ワンストップサービス)や 24 時間いつでも利用できるサービス(ノンストップサービス)などが実現されるよう、IT を活用すべきである。
- 誰もが全国どこからでも利用可能で使いやすいシステムとし、地域格差のないサービスが提供されるべきである。
- 国民(住民)の声を行政サービスの向上に活かす仕組みを組み込む必要がある。

〔組織の見直しと推進責任者(CIO)の設置〕

- 各自治体は真の行政「サービス」を住民に提供するため、業務改革、省庁横断的事項の整理見直しなど組織や体制の見直しを行い、行政内部の連携体制が確立される必要がある。
- 各自治体に地域住民と行政間のコミュニケーション推進者である CIO を設置すべきである。CIO は、地域の情報政策だけでなく、電子行政サービスの構築などを通じて、自治体業務の再構築についての責任と権限を持つことが必要である。
- 行政の効率化ではなく、住民が便利と感じるサービスを確立する

ため、CIO は民間から、顧客指向が強く、経験豊かな人材を登用する必要がある。

先般、東京三鷹市において、市の IT 政策全般に関し助言を行う非常勤特別職「三鷹市情報政策コーディネーター」が全国自治体に先駆けて設置された。いわゆる自治体 CIO としての役割を担い、地域情報化及び電子自治体化に向けた情報政策全般に関し、市長への助言、政策企画、調整、推進を行う機能を有している。三鷹市 CIO は市民参加型会議「みたか市民プラン 21 会議」を通じて市民側から出された提案が実現したものであり、民間人を登用したケースとしても今後の動向が注目されている。

奈良県では県が求める人材を、民間の実務経験者より採用する取組が行われている。全国から多数の申込みがあり現在採用選考中である。(平成 14 年 12 月現在)

- 地域格差をなくすため、「自治体 CIO 連絡会」などにより、自治体間の連携を図ることが必要である。
- PFI₆ 手法のように行政内業務の一部を民間主体にアウトソーシングするだけではなく、逆に民間の人的資源と民の仕事のやり方を行政内に組み入れるといった新たな手法 e-BMI₇ を IT 政策の早期推進手段の一つとして取り組むことも検討するべきである。

*5 CIO 【chief information officer】

最高情報責任者。企業マネジメント組織上での呼称。

*6 PFI 【private finance initiative】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。イギリスで多く用いられているが、日本でも 1999 年に、PFI 推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）を制定。

*7 e-BMI 【enterprise - business method initiative】

PFI が「公」から「民」の方向であるのに対し、民間企業の IT ノウハウを逆に取り込む手法（造語）。肥満度指数の BMI [body mass index] に掛け、取り込んだ側が肥やされる意味を持たせる。（ボディー・マス・インデックス。体重（g）を身長（cm）の 2 乗で割り、10 をかけた数。）

提言： 個の活躍を促進する社会システムへの変革
IT 社会への対応力を保証する資格の設定
IT を活用した働く環境の多様化

現在、日々変化する情報社会への対応能力について、技能面あるいはマネジメント面等部分的な資格は存在しているが、総合的な対応能力を示すものは存在していない。情報社会への総合的な対応能力を正當に評価するとともに、その能力を活かせる仕組みが必要である。

また、仕事は個人がより自由な形で行えることが理想である。IT を活用することにより仕事の空間的制約が緩和され、就業形態の変更により時間的制約が緩和される。IT により働く環境の多様化が確実に進んでいる。

〔総合的な IT 能力〕

- 個々人の IT の総合能力の指標となり、それを保証する公的資格として、「情報社会監理士」を設けることにより、IT 人材がより様々な場で活躍できるようにすべきである。
- 「情報社会監理士」は IT 技術を原則とし、その上にモラルや国際法、顧客視点の業務プロセス化のあり方など、広い分野の力量を兼ね備えた複合型の資格である。それに加え IT 化の推進に要するコストや財務的な視点、世の中の変化に適應する視点によりバランススコア的評価指標を示す能力が必要となる。能力の程度によって、初級・中級・上級を設定し、上級者においてはCIO 相応の高度なレベルの能力を要求する。また、資格取得後の技術・知識の陳腐化を防ぎ、情報社会に對應した能力を世の中の変化に合わせるため、新規に必要とされる分野の追加取得もしくは定期的な資格の更新といった方法を取るべきである。

〔IT 型オフィスの展開〕

- 個人が働く“場”を自由に選択するための形態である SOHO やリモートオフィスといったものを行うにあたり必要なインフラが社会に構築されている必要がある。
- リモートオフィスのように勤務地や勤務時間帯に縛られない勤務形態を実現するため、企業の就業形態を見直すとともに、セキュリティを意識した環境を構築するべきである。

> 今後の可能性

- 「情報社会監理士」は、技術の進歩や社会の変化などにより、その必要とされるスペックが時々刻々と変化することから、終身資格とはしない。資格のクオリティーを維持するために、スペックは常に見直される必要があり、資格を持ち続けるには、有資格者も定期的に（せいぜい3年程度）講習や試験を受けることが必要となる。これにより、有資格者は常に一定以上の知識や能力などを持っていることが保証される。
- 他の公的資格も同様に、常に一定以上のクオリティーを保証するものとなれば、採用する側も安心して採用することができ、有資格の転職が容易になり、雇用の流動化が進む一助となる。
- 雇用の流動化はさまざまな条件により結果として起こる現象であり、地域から全国区さらにはグローバルへと広がっていく。IT を活用する場合、その目的は地域を越えた雇用の可能性を導き出すこととであり、これは既に展開されつつあるが、東京にほぼ限られているのが現実である。
「地域を越えた」状態が真に実現されるためには、国民と国・企業の双方が流動化を受け入れることが必要であり、国・企業はそのための制度や体制を整備することとなる。

提言: 情報社会に対応したサイバー法の整備

サイバーの世界において発生する犯罪、トラブルに対応するためには、“法律による歯止め”、“業界の自主規制による防御”、“警察による未然防止・取締り”、“損害賠償制度”、“保険による損害保障”といった新しい法、規制、社会システムが必要である。それらにより、国家は国民を、企業は顧客を、そして個人は自らを守るといった環境が整備され、快適かつ安全に IT と共存できる社会となる。

〔サイバー法の整備〕

- サイバーの世界の犯罪、トラブルには、既存の法制度は対応しきれていないため、サイバー法の整備が必要である。またサイバーの世界の犯罪、トラブルは比較的軽い気持ちでも惹き起こされるわりに、急速に波及し社会への影響も大きくなりやすいという特徴から、サイバー法ではリアル社会を対象とする既存法より、罰則を重く設定する必要がある。(但し、新たなサイバー法により技術革新を阻害してしまうことに繋がらぬよう注意を払う必要がある。)
- サイバーの世界には国境がないため、世界各国参画の国際法(条約)を早期に制定するべきである。そのため、まず日本は世界 44 力国(2002 年 4 月現在)が加盟している欧州評議会の国際条約の批准を行い、最終的には米国も含めた世界各国共通のサイバー条約を制定する必要がある。
- 変化の速い情報社会に適應するためのサイバー法は、素早く対応出来る仕組みが必要である。

〔業界による防御〕

- キャリア及び ISP (Internet Service Provider) は自分の顧客を守るため、自主規制をさらに積極的に行いサイバーテロと戦うべきである。また、行政は合理的な業界の自主規制に対し、妨害すべきではない。

〔国民を保護する社会〕

- サイバー犯罪を抑止するには、先述のサイバー法により厳罰をもって対処することと並んで、監視を強化することが効果的である。現在、監視体制の強化で注目を浴びつつあるのが、警察内に組織されているサイバーフォース（サイバーテロ対策の機動的技術部隊）である。しかし、まだ規模が小さく、保護の対象が公的機関や大手企業に留まっており、対応範囲を中小企業や国民にまで拡大するため、監視組織の拡大などを積極的に検討すべきである。
- サイバー犯罪の発生後の対処として、サイバー犯罪に伴う損害賠償請求や差し止め請求等については、いわゆる「サイバー弁護士」が活動を始めている。しかし、その弁護士も数が少なく、また、サイバー犯罪に対する法の未整備の問題もあり、十分に機能しているという状況にはない。「サイバー弁護士」の育成や法整備が必要である。また、サイバー犯罪で被る損害に対する保険に関しても、法人を対象としたものだけでなく、個人を対象としたメニューも充実される必要がある。

ワン切り

主に女性が男性の携帯電話に電話をかけ、相手が電話に出る前に切りコールバックを待つという、若年層を中心に行われるようになった連絡方法を逆手に取り、アダルト番組業者などが携帯電話に着信履歴を残し、高額有料番組へとリダイヤルさせるといったもの。業者は通話料がかからないため、1分間に数千回の発信で交換機に過大な負担をかけ、結果的に電話が繋がらないという事象を引き起こした。

提言：基礎的なプライバシー・セキュリティ・IT教育の義務教育への組み込み

情報リテラシーの向上は、コンピュータを「使える」という面と、情報の選別、活用等の「使いこなす」という面がある。

コンピュータを「使う」ことに関しては、現在の義務教育においても行われており、徐々に向上していくことが期待できる。

しかしながら、情報の選別、価値の判断や、ネットワーク利用のマナー、セキュリティと自己防衛などといった面の教育は不十分である。これが、バーチャルとリアルの違いが分からず無意識にトラブルに巻き込まれたり、逆にゲーム感覚で人を傷つけてしまったりするなど、情報社会の諸問題を生み出すことにもつながっている。

基礎的なプライバシー・セキュリティ・IT教育が義務教育化されることが、将来的な情報リテラシーの全国民的向上の種まきであるとともに、サイバー犯罪及び被害者を減少させ、安心して暮らせる情報社会実現の第一歩でもある。

〔「情報社会観」教育〕

- “プライバシー”、“情報の価値”、“善悪の判断”、“利用マナー”に関する「情報社会観」を身に付ける教育を行う必要がある。
- こうした教育は、観念論ではなく具体的な事例をもって、「情報社会観」に反した行為や、それで受ける不利益といったものを理解することが近道である。

〔自己防衛教育〕

- ネットワーク上のセキュリティ基礎知識と自己防衛の意識強化が必要であり、かつその危険性を真に理解する必要がある。
- 日々変化・進化する攻撃に対して、自己防衛の具体的手法と最新の防御方法に関する情報入手方法についても教育を行う必要がある。

〔情報リテラシー〕

- コンピュータの操作方法及びIT利用の基礎知識のみならず、情報を選別する意識と判断能力を持つための教育が必要である。
- 事業者（ISP）は子供が物事の善悪を判断できるようになるまでは、規制を設けネットワークにてフィルタリングをかける工夫を行うなど対策を取る必要がある。

〔教員の養成・確保〕

- 教員は IT の技能面だけではなく「情報社会観」やセキュリティの基礎知識、自己防衛意識を教育できる知識が必要である。
- 養成には時間を要するため、当面の措置として教育委員会に共用人材を配置したり、民間から登用することなども必要である。

〔教育レベルの維持〕

- 情報社会に関する教育レベルを保つためには各教育機関に CIO を設置すべきである。全学的な対応を徹底するため、教育の責任者である教頭先生などが CIO であることが望ましい。
- 教育の内容を客観的に評価するとともに問題があればそれを修正するための第三者機関も設けられるべきである。

提言：関西に情報社会の「共育」拠点を！

**そして、情報社会「共育」プログラム(心技体)を世界に発信
 関西の教育機関に情報「共育」メニューを揃えた教育カリキュラムを整備
 リアル体験ができる「共育」の場(体験学習・実習など)の設置**

情報社会で豊かなライフスタイルを実現するためには、働き、学び、暮らすといった様々な面での進化が必要である。そのためには、社会全体が一体となり高めあう「共育（共にそだつ／はぐくむ）」環境が必要となる。この共育は精神面と技術面と体験、つまり、心技体にわたるものであり、言わば情報社会全体を支える総合環境である。

関西には大学、歴史、商い、アミューズメント、コンテンツ、などに秀でた土壌があり、また、それを活かすムーブメントも十分にある。そこに「共育」が加わることにより、それらはさらに活性化する。関西における「共育」は世界のモデルケースとなり得るものである。

「共育」とは、例えば一方的に行政や企業、教育機関から環境を与えるだけではなく、提供されたものに対する国民（住民）の声がフィードバックされることによって、よりライフスタイルに合ったものに改善され、それがまた提供されるというサイクルである。この相互の関わりにより国民（住民）の興味と自らの生活で活用する実感を引き出し、提供側に顧客視点の意見が入ってくるといったプラスのサイクルが廻ることにより相乗効果が生まれ、IT化をさらに加速させていくことが期待できる。その効果には、個々人の求めるレベルや速度にあったリテラシー向上が、より効率よく行えることも含まれる。

〔教育機関での「共育」〕

- この情報「共育」は産学官が連携して行う。IT 利用技術やアミューズメント、コンテンツなど幅広い分野を扱い、様々な層が参画できるよう、柔軟な「共育」環境を提供する。
- 産学官が連携して、インターネット上にポータルサイトとして関西サイバー大学を立ち上げる。コンテンツは関西の各大学をはじめとする教育機関から提供され、受講者はネットワークを活用して場所や時間を気にすることなく、授業を受けることができる。また、リアル学習として実際に学校で専門講師の講義やセミナーに参画することもできる。どの学校のどの講座にも参画できる。講義の内容

は、世の中にオープンされ、評価や意見のフィードバックにより、ブラッシュアップが進む。

< 想定される教育の内容 >

専門分野：IT 技術、サイバー法、セキュリティ

研究分野：コミュニティ、コンテンツ、アミューズメント

特殊分野：CIO 育成プログラム、資格取得プログラム

一般分野：基礎知識などの市民講座

教員養成：義務教育対応講座

を想定し、教育機関での「共（教）育」と位置付ける。

〔リアリティのある「共育」の場〕

- 「共育」は、自己責任や自己防衛の必要性を体感する環境、デジタル・デバイド層の底上げを可能にする環境、世界の近さを実感できる環境、未来生活の便利さを体験できる環境、コミュニティを作り出す実験環境といった、国民（住民）の体験以外に、義務教育の体験学習、大学等の実習、大学研究の実験場、（企業）研究成果発表の場、国民（住民）の声収集の場として活用される。
- e-Japan 戦略上で、行政が実施しているパソコン教室（既存教育施設）は、単なる「技能教育の場」ではなく「共育」の場とすべきである。

< 「共育」の場事例 >

金沢では「老 Tec」という高齢者向けパソコン教室があるが、ここでは受講者が一方的に教えてもらうのではなく、受講者が得意分野を互いに教えあう「共育」の場となっており、高齢者同士のコミュニティが成り立っている。

- 「共育」の場は単品ではなく、複数団体（行政・企業・大学 etc.）が集まり“盛りだくさん”であることや、不便な場所ではなく、“気軽”に“ついで”に立ち寄れることが望ましく、企業ショールームを活用したり、大阪市の取組である「e!street 構想」の一環として御堂筋に新設することなども期待される。
- その「共育」の場の1つとして産学官共同の人材育成拠点が設置されることが望まれる。その場合教育の主体である学と産・官の連携は、ITに限らず文化の伝承など集客できる魅力（魅力あるショールームなど）があれば良い。

< 産・学共同の事例 >

東京都お台場にある松下ショールーム（林原自然科学博物館）は産・学の共同であり、恐竜の博物館と現場の保存方法などの教育とが共存している。

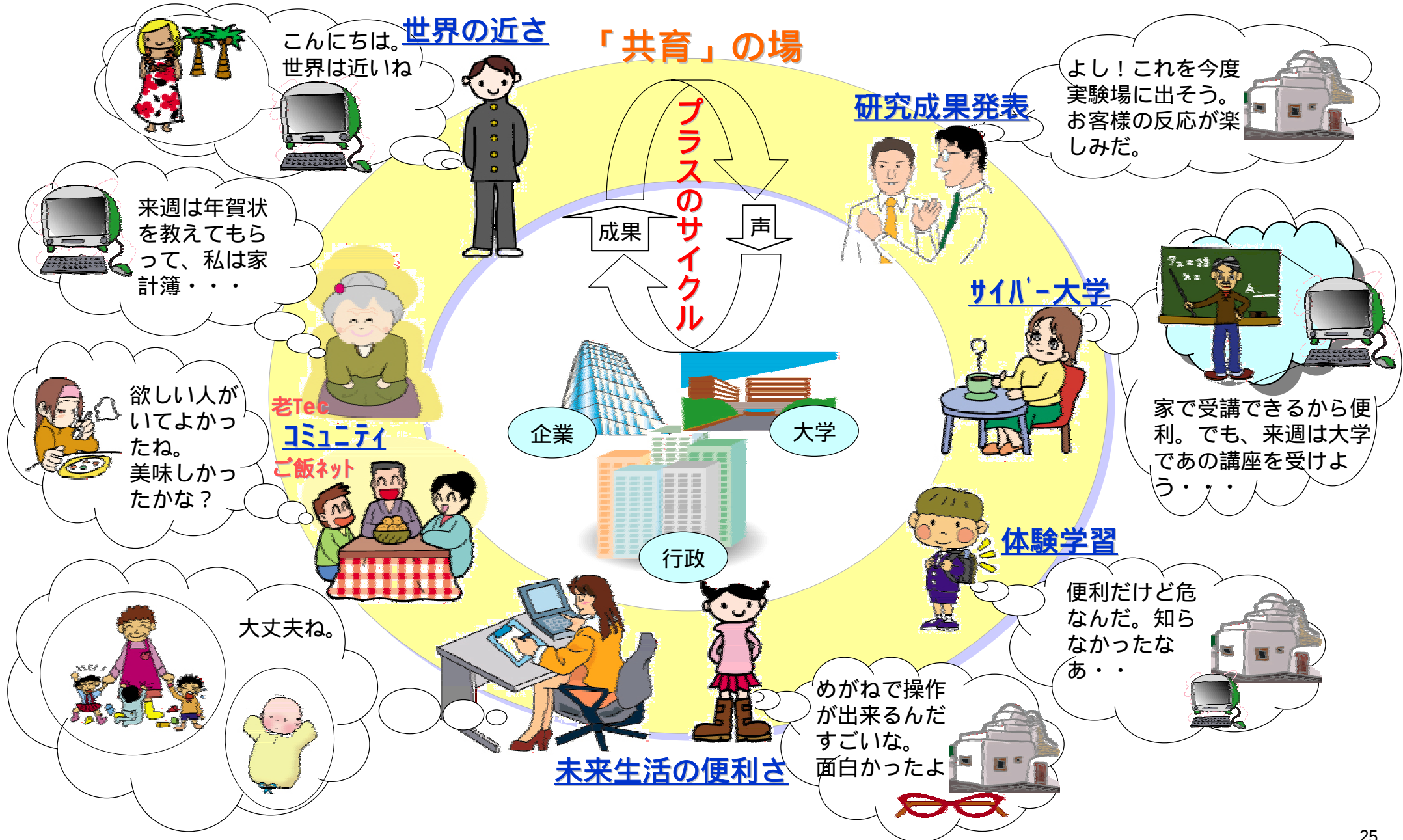
さらに最先端のデジタルネットワーク技術を駆使した情報システム環境が整っており、その中で子供達は自発的に情報収集することが出来る。これは、これからの総合的な学習の時間にも活用できる新しいスタイルのデジタルネットワークミュージアムである。

関西で産・学に加え官も参画する場を提供することにより、東京の事例に + α の価値を見出したい。

〔「共育」環境に関する情報発信〕

- 日本の IT「共育」環境に関わる情報発信の方法として従来の放送・雑誌などのメディアではなくネットワーク（ホームページ）を活用する。世界のモデルとなるためには、世界からアクセスされることが必要であり、海外向けである広域連携協議会のホームページ（“kansai Window”）を活用する。

< 情報社会「共育」の場イメージ >



5. おわりに

真の e -Management へ・・・変わるべきは人の心

情報社会の進展は人に幸せをもたらすものでなければならない。IT の導入によって合理化できる部分だけを強調しては、IT 革命が空虚なものとししか映らない。IT 革命は人に多くの余暇を与え、人間が失いかけているものを取り戻せるチャンスを与えてくれる。ビジネスのマネジメントも個人生活のマネジメントも IT によってより卓越したものになる。結果として豊かさをビジネス面でも個人生活面でも得ることが出来る。

単なる合理化ツールとして IT を捉えるか否か、IT による再構築で生まれた余剰労働力は、新たな充実すべき業務や部門に振り向けていかねばならない。ややもすると IT 革命は経営者側の一方的理論で合理化目的に使われてしまう。その結果、何が起こるのかは自明である。雇用が脅かされれば労働者は反対するにきまっている。地方自治体の IT 化は住民サービスの充実のために実行されるべきなのだが、行政内部において雇用問題を絡めて IT を論議されることは、目先の効果だけを求める結果に起因するとも言える。

IT は使いようによっては凶器であり、人を不幸せにしかねない。意外と革命すべきは「人の心」なのかもしれない。

---IT 革命は、過去の様々な革命が人の生活を便利にした一方で、種々な問題も多く生み出した。しかし、人間の英知は常に新たな問題を克服し、前向きに前進してきた。いつの世にも非道徳的あるいは、反正義の行為はつきものである。人間に自由があるならば、非道徳や反正義に立ち向かうことの自由が非難されるようでは本末転倒である。進化・発展する情報社会において何が不易（変わらぬ価値観）で何が流行（変化する価値観）なのか、きっちりと見分ける眼力だけは失いたくない。

関西経済同友会は他の経済団体と協力のもと関西地域 CIO の設置や、独自のサイバー適塾などを生み出した。IT に関わる提言や行動実績は高いと評価されている。

委員会活動の最終局面で私自身が金沢に転勤となり、距離の克服に苦労した。この経験から同友会の幹事会以外の会合などに、もっと IT を活用した事務連絡やネットミーティングなども導入してはいかかと、ふと

考えたものである。実際の会合で発言者の勢いを感じ取ることは重要であるが、案に対する意見の収集などは IT 利用で効率化も可能であろう。

同友会の IT 化はいかにあるべき・・・提言の必要はないが、ネットワークを利用した討論会なども面白いかもしれない。IT 導入により今後、同友会の活性化がさらに高まれば・・・と思う、行き帰りの電車であった。

最後に、副委員長および常任委員・スタッフ・事務局の皆様のご協力により完成に至りましたことに深く感謝申し上げます。

情報社会委員会

委員長 菅 原 光 宏

参考資料

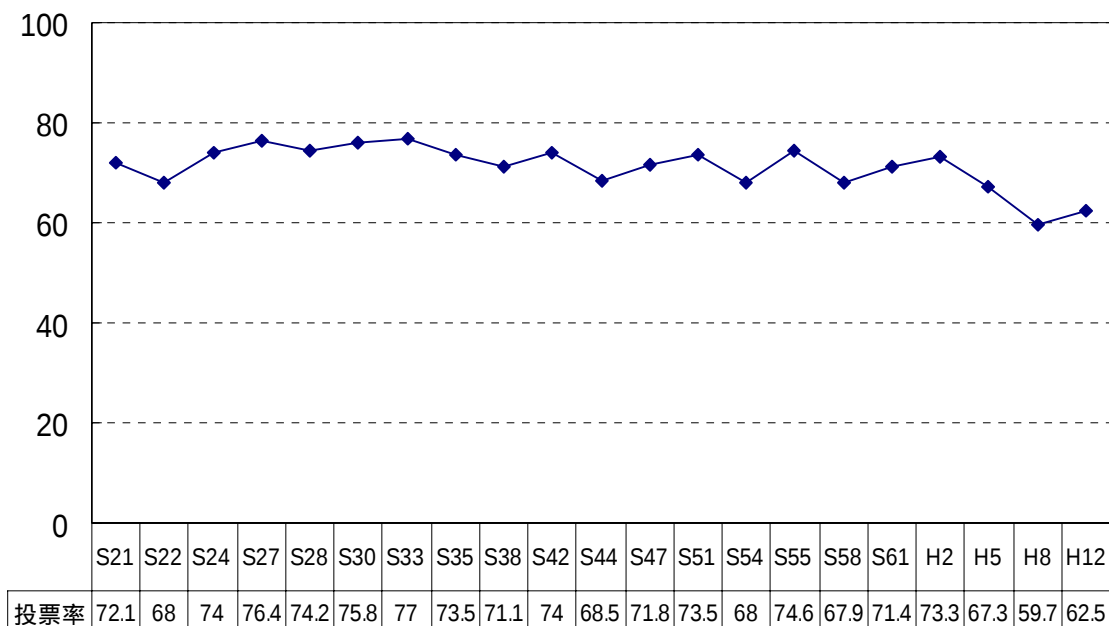
参考 1 国政選挙の投票率推移（総選挙）

投票率の低下

衆議院議員総選挙における投票率の変化は昭和 30 年の 75.84%に対し平成 12 年 62.49%と低下の傾向となっている。

< 衆議院議員総選挙における投票率の推移 >

単位：%



< 財団法人 明るい選挙推進協会 ホームページより >

さらに、衆参補欠選挙となると 2002 年における最低投票率は 24.24%である。雨天の投票率は 5%ほど落ちるといわれている。天候次第では棄権するという状況は、代表選びそのものの権威の低下としか映らない。

参考 2 国民投票に対する世論調査

- 日本国憲法に謳われている「国民主権の理念・価値・権利」が十分に実現されていないと考えている人 44%（『毎日』の世論調査）
- 国の重要政策を決めるとき、国民投票のような形で国民に直接意見を聞いた方がよいと思う人 82%（『朝日』の世論調査）
- 国民投票制度を是非導入してほしいと考える人 40%、導入を検討してもよいという人 45%で合計 85%（『共同』の世論調査）

参考 3 住民投票制度の形骸化

住民投票が行われるきっかけは、環境問題に関するアセスメントが義務付けられてからである。多くの自治体で、環境保護に熱心な人々の署名運動に端を発し、住民投票に結びつくケースがほとんどである。

中には住民投票結果が議会で否決されるケースがあり、住民の行政参加の機会を住民の代表者である議員が奪うという典型的なケースである。これらは既に行政レベルで予算化が終わっているなどの理由からなされた、官主導（官主主義）の弊害に他ならない。

参考 4 e-Japan 重点計画-2002

『4．行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進』の課題と方向性を抜粋

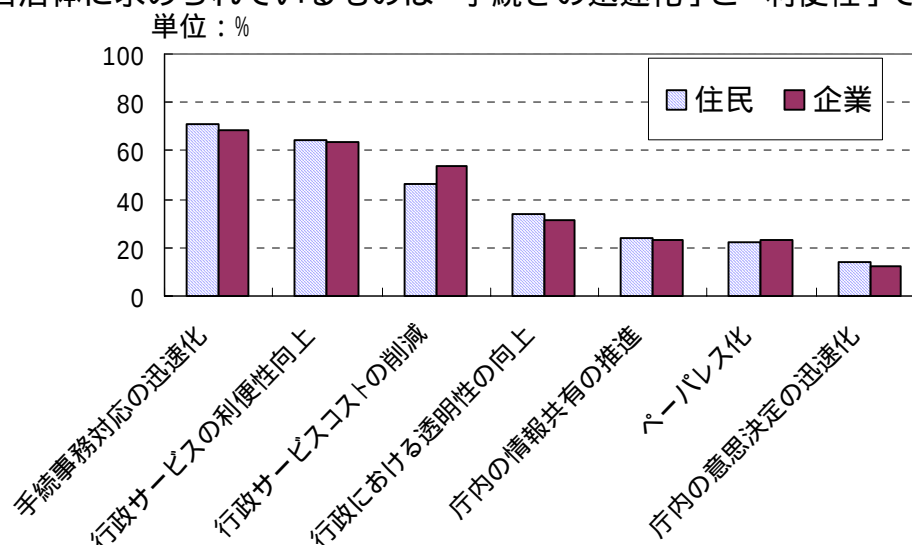
行政の情報化に関しては、国・地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進を図るため、申請・届出等に限らず行政手続全般にわたるオンライン化、手続の簡素化・合理化等を実施する。特に、電子自治体に関しては、国と歩調を合わせた行政の情報化を進めるよう、地方公共団体の取組を支援する。

一方、公共分野に関しては、ITS、保健医療分野の IT 化等の国民生活に密接に関係する施策の充実を図るとともに、民間における利用促進を図るための環境整備を行う。

URL:<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618-2-4.html>

参考 5 電子自治体に期待する効果

電子自治体に求められているものは「手続きの迅速化」と「利便性」である。



< 平成 14 年度版 通信白書より >

参考 6 情報社会に求めるもの

< 大阪市調査による市民が今後期待している IT サービスランキング (H14.3) >

順位	サービス項目
1	防災情報（災害時の安否確認等）
2	検査・検診予約
3	公共施設の予約
4	ネット上での緊急医療対応
5	福祉情報の提供（福祉活動情報、福祉施設情報等）
6	福祉施設の利用予約
7	（保健・医療）ネット上での各種相談
8	各種申請の電子化
9	公共施設でのネット環境の提供
10	貸出予約・返却日確認
11	（市役所）ネット上での各種相談
12	（福祉）ネット上での各種相談
13	ボランティア情報の提供
14	（学校・学習）各種申込の電子化
15	（選挙）投票の電子化
16	電子図書館
17	ボランティア参加登録
18	受講予約（学校の講義予約、IT 講習会の参加予約等）
19	ネットによる学習（遠隔塾、生涯学習等）
20	IT 投票（市民投票）での市施策決定
21	（就職）電子スカウト
22	（市役所）ポータルサイト等による情報公開
23	（学校・学習）合否発表の電子化
24	（EC）ポイントサービス（ポイント累積による還元サービス）
25	（学校・学習）受講料納付
26	（福祉）電子基金
27	市長や市職員等とのネット上での意見交換（チャット、掲示板形式等）
28	電子商取引
29	電子マネー

<http://www.osakacity.or.jp/seibi/research001/index.html>

参考 7 IT に関する資格

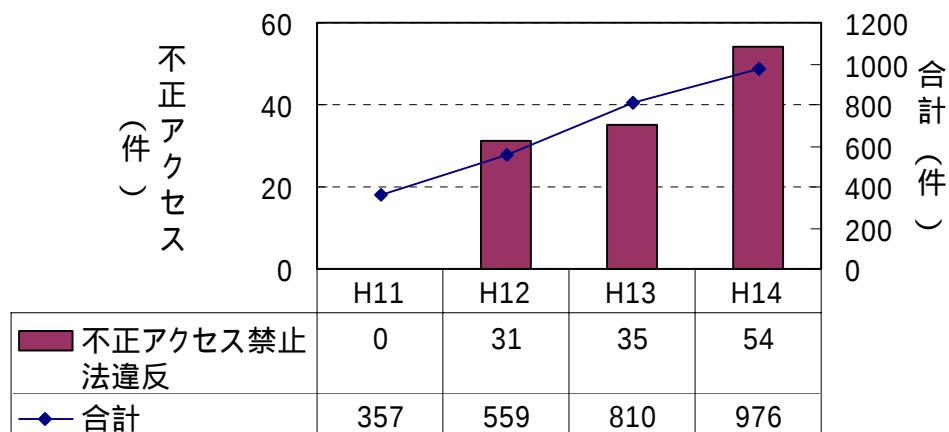
技術資格もしくはシステム開発に関する資格である。

資格名称	区分	認定機関	
初級システムアドミニストレータ試験	国家資格	財) 日本情報処理開発協会情報 処理技術者試験センタ	
上級システムアドミニストレータ試験			
情報セキュリティアドミニストレータ試験			
基本情報技術者試験 (旧第 2 種)			
ソフトウェア開発技術者試験 (旧第 1 種)			
テクニカルエンジニア試験			インベデットシステム
			システム管理
			データベース
			ネットワーク
アプリケーションエンジニア試験			
プロジェクトマネージャ試験			
システムアナリスト試験			
システム監査技術者試験			
データベース検索技術者	公的資格	社) 情報科学技術協会	
マイクロソフト認定技術資格制度 (MCP)	民間資格	マイクロソフト(株)	
マイクロソフト認定 (MCA)		マイクロソフト(株)	
オラクルマスター		日本オラクル(株)	
シスコ技術者認定		シスコシステムズ社	
CIW(Certified Internet Webmaster)		プロソフトトレーニング・ ドット・コム	
インターネット検定		NTT コミュニケーションズ	
インターネット実務検定		インターネット実務検定協会	
コンピュータ利用技術認定		財) 全国商業高等学校協会	
情報検索基礎能力試験		社) 情報科学技術協会	
情報処理能力検定		社) 全国経理学校協会	
文書情報管理士		社) 画像情報マネジメント協会	

網掛けの資格は有効期限ありの資格。

参考 8 サイバー犯罪の増加推移

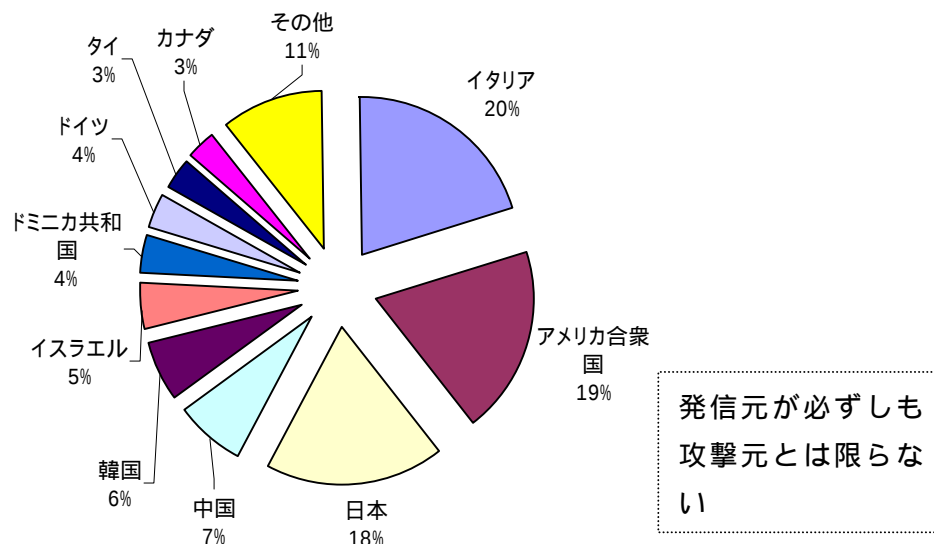
サイバー犯罪は年々増加しており、2002 年上期は 488 件（1999 年の 2.7 倍）となっている。



H14: 上期データ×2

参考 9 サイバー犯罪の国別発信元

国内で発生したサイバー犯罪の発信元を国別に見た場合、日本は 3 位となっている。発信元とは攻撃元とある場合とネットワークセキュリティが甘く発信元として利用される場合とがあり、いずれにしても日本国内の安全性に不安を感じる結果である。



< 警察庁ホームページより >

さらにサイバーテロに対する政府予算は米国 20 億ドル（対策強化でさらに上積みもあり）に対し、我が国は 212 億円と重要意識の差が見えている。

< 情報化白書 2002 より >

参考 10 迷惑メール・ワン切り

携帯電話を携帯情報端末に進化させ、インターネットの社会に近づけた「ネットケータイ」(iモード・J-Sky・EZ-Web)にも、迷惑メールが殺到しシステムの麻痺にまで及んだ。これに対し企業が顧客を迷惑メールから守ろうと行動を起こすことに、既存の法律が歯止めをかけるなど、業界の自主規制に対しても IT 時代に未成熟の法体系の無力さを露呈した。企業が勇気ある行動をこの時点で取らなかったのも遺憾としか言いようがない。迷惑メールは「未承諾広告」と名前を変えて依然として後を絶たないが、この種のサイバー犯罪まがいの行為は厳しく罰せられねばならない。

ワン切り事件はこのような背景から、NTT 西日本が自らの顧客を守るためワン切りコール大量発信者の接続を拒否する行動に出たが、これは賞賛に値する企業の勇気ある英断であった。この行動は市民や法曹界、政治レベルでの指示を得て、行政当局もワン切り防止の罰則制定にまで踏み出した。

参考 11 学習指導要領における情報教育内容

	旧学習指導要領 (小・中・高：平成元年3月告示) (盲・聾・養護：平成元年12月告示)	新学習指導要領 (小・中：平成10年12月告示) (高・盲・聾・養護：平成11年3月告示)
小学校	各教科において教育機器の適切な活用	各教科や総合的な学習の時間などでコンピュータや情報通信ネットワークを活用
中学校	- 技術・家庭科「情報基礎」(選択) - 理科，数学でコンピュータについて学ぶ	- 技術・家庭科「情報とコンピュータ」を必修(発展的な内容は生徒の興味・関心に応じて選択的に履修) - 各教科や総合的な学習の時間などでコンピュータや情報通信ネットワークを活用
高等学校	- 設置者の判断で情報に関する教科・科目の設置が可能 - 専門学科では情報に関する基礎科目が原則履修科目	- 普通教科「情報」を新設し必修(「情報A」「情報B」「情報C」(各2単位)から1科目を選択必修) - 各教科や総合的な学習の時間などでコンピュータや情報通信ネットワークを活用 - 専門教科「情報」を新設し、11科目で構成(専門学科では、引き続き、情報に関する基礎科目を設置)
盲・聾・養護学校	小・中・高等学校に準じる	小・中・高等学校に準じるとともに、障害の状態に応じてコンピュータ等の情報機器を活用

参考 12 教員の養成研修目標

「教育情報化推進指導者養成研修」の目標

平成 11 年～13 年度

『全ての教員がコンピュータを操作でき、そのうち半数はコンピュータを使って指導ができる』



平成 14 年～17 年度

『概ね全ての教員がコンピュータを使って指導ができる』

参考 13 個人情報保護

< 国内 > NHK ニュース (ホームページ記事) より

与党 3 党の国会対策委員長が片山総務大臣らと会談し、個人情報保護法案を今の国会では廃案にすることを決めました。その上で、政府が来年の通常国会に、与党の修正案をもとにした新たな法案を提出し直すことを了承しました。

< 海外 > (<http://www.kojinjoho.com/>)

【OECD のプライバシー 8 原則】

OECD (www.oecd.org) はパリに本部を置き、30 ヶ国の加盟国 (日本、EU 諸国および米国) からなる。同機構はなんらかの共通の基準を得るために各国が主要な経済・社会政策に焦点を当てる機会を提供する。1980 年に、同機構はプライバシーおよびその他の関連の問題に関するこれから討議の中で個人情報保護のガイドラインを発表。

1. 収集制限の原則
2. データ内容の原則
3. 目的明確化の原則
4. 利用制限の原則
5. 安全保護の原則
6. 公開の原則
7. 個人参加の原則
8. 責任の原則

データ管理者(会社)は上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

【欧州連合の個人情報保護】

EU 版の個人情報保護法案は、「データ保護指令」として OECD のガイドラインに基づき 1990 年に欧州委員会 (EC) が提案し 1995 年 10 月に発行。

【アメリカの個人情報保護】

アメリカにはプライバシーに関する包括的な国内法は存在しない。

ただし、米国憲法にて「プライバシーはすべての米国市民の憲法上の権利」と明示。

全般的なプライバシー保護法がない代わりに部門ごとにプライバシーを保護する形をとっている。また、米国にはプライバシー監督機関は存在しないが、FTC（連邦取引委員会）は、消費者信用情報と公正な取引活動を保護する法律を監督し実施する権限を持つ。

（民間部門では、97 年 6 月に、Web サイトに対するプライバシーマーク付与機関として TRUSTe が設立され。AOL、Compaq、IBM、MatchLogic、Microsoft、Netscape 等がスポンサーとなっている）

【アジアの個人情報保護】

韓国の個人情報保護

「公共機関により管理された個人情報の保護に関する法」策定(1994 年)。公共機関によって所持されるコンピュータ上の個人情報の管理を規定。公共機関はデータ収集を制限し、データの正確性を保証し、ファイルの公共登録を維持し、情報のセキュリティを保証し、個人情報は収集した目的でのみ使用しなければならないとして行政自治部によって実施されています。

1998 年には韓国とアメリカがインターネット上の電子商取引を共に促進して行くことを発表。

シンガポールの個人情報保護

個人保護に関する全般的な法律はありませんが、1998 年にシンガポール最大のインターネット企業協会であるオンライン技術協議会（Online Technologies Consortium）は、TRUSTe のプライバシーシールプログラム支持を発表。同協議会の 200 を超えるメンバーは TRUSTe のプライバシーシールプログラムを導入し、個人データ収集についてのプライバシーポリシーを提示することに同意している。

参考 14 知的財産の侵害

社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）と社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は 5 月 14 日、社会人のソフト違法コピーに関する実態調査報告をまとめた。以降は、昨年 10 月の「CEATEC JAPAN 2000」会場で実施した無記名アンケートをもとにしたもの。

報告書によると、勤務先で違法コピーをした経験があるのは 16%だったが、当事者ではなく「見聞きした」となると回答率は 37%に跳ね上がる。さらに、プライベートでの違法コピー経験はずっと多く、32%のユーザーが「経験あり」として。なお、勤務先でもプライベートでもコピーをしたことが

ある「コアユーザ」(ACCS)は12%だった。

参考 15 人間的秩序の崩壊の危険

アダルトサイトの氾濫のような倫理的な問題から、ネットワーク型対戦ゲームで勝てなかった相手を現実には殺すというような仮想と現実の倒錯等、「サイバー犯罪」が社会問題となってきた。

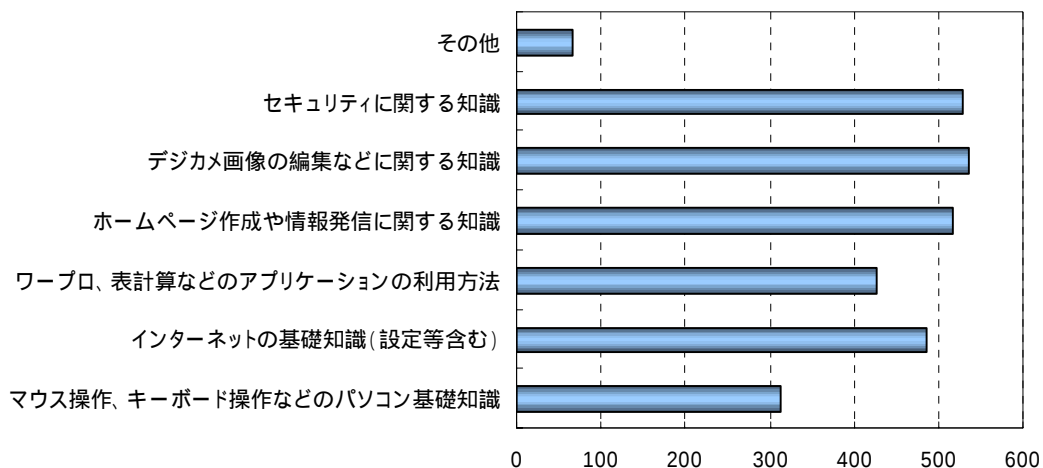
またサイバー犯罪そのものだけではなく、サイバー上の悪戯・罪はサイバー世界の拡がり急速、かつ日々進んでいることから実情の把握が難しく、対応が遅れている。

参考 16 市民が IT 講習会に期待する事項

既にインターネットを利用している人々は「ホームページ作成等に関する知識」や「デジカメ画像の編集等に関する知識」、「セキュリティに関する知識」など中級者向けメニューを希望する人が多く、インターネットを利用していない人は「パソコンの基礎知識」や「インターネットの基礎知識」などの初心者向けメニューを希望する人が多くなった。(「調査結果概要」より抜粋)

< 大阪市調査 (H14.3) >

単位：件



参考 17 IT 化格差（デジタル・デバイド層）

格差は存在し、その差が大きいのは「世代」「地域」である。

「世代」格差はユニバーサルデザイン化の推進が最も重要であり、当面は高齢者へのアシストなど地域行政を含めた相互扶助体制が不可欠である。

「地域」格差は推進体制そのものの変化により克服されることとなるが、自治体の合併など今後の変化に対応しなければならない。

また、世界をまたがる情報のやり取りに関し、言葉の障壁によるデバイドが発生しないとも限らないが、日本の英語教育レベルの低さを今さら指摘しても虚無感がつるのみだが、民間企業において翻訳機能の研究もされている。

高い		低い
男性 49.8%	性別	女性 38.4%
10 歳台 72.8%	世代別	60 歳台 15.9%
1000 万円以上 55.7%	世帯年収	400 万円未満 30.2%
東京都 44.6%	県別人口普及率 (平均 34%)	高知県 8.0%
三重県 13.6%	県別ブロードバンド世帯普及率 (平均 7.3%)	鹿児島県 1.3%
岐阜県、高知県 100%	公立学校の継続率 (平均 81.1%)	大分県 59.4%

<平成 14 年度版 情報通信白書より>

参考 18 サイバー上のコミュニティ事例

ご飯ネット（正式名称であるかは不明）

料理を余分に作った際、ネットワーク上に情報を発信し地域住民に販売をする。

ご近所ネット

同一の故郷をもつ人たちがネットワーク上で県人会のような連携を行う。

子育て隣家人（リンケージ）

地域社会が一体となり子供の急に発生する保育園などへのお迎えをサポートし合うシステム。

さらに子育て支援情報も自治体を巻き込み提供している。

老 Tec

高齢者向けパソコン教室（得意分野を教えあう）

平成 13・14 年度 情報社会委員会 活動状況

平成 13 年

- 6 月 2 1 日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 8 月 2 3 日 スタッフ会・懇親会
「本年度の具体的活動内容の検討について」
委員長講話：“ Mobile IT と社会経済活動 ”
- 1 0 月 1 2 日 講演会・常任委員会
「紙面編集長から電子編集長へとらばーゆ」
講師：松永 真理 氏 （松永真理事務所 代表）

平成 14 年

- 1 月 1 7 日 スタッフ会
「提言の骨子策定について」
- 1 月 2 1 日 正副委員長会議
「提言の方向性について」
- 2 月 1 4 日 講演会・常任委員会
「デジタルアーカイブと電子自治体」
講師：清水 宏一 氏
（京都市産業局 理事、京都デジタルアーカイブ 研究センター 副所長）
- 2 月 1 4 日 スタッフ会
「提言内容について」
- 2 月 2 6 日 正副委員長会議
「提言内容について」
- 3 月 1 日 講演会（関西 IT 戦略推進委員会と共催）
「IT 時代の危機管理—ネットワークセキュリティの最新動向と予防措置」
講師：アーサー・ウオング 氏
（セキュリティ・フォーカス社 CEO）
- 4 月 2 4 日 スタッフ会
「提言の方向について」
- 6 月 1 2 日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 6 月 2 6 日 スタッフ会
「提言の方向性について」
- 7 月 3 1 日 スタッフ会
「提言に向けた具体化について」
- 9 月 1 1 日 講演会・常任委員会
「電子政府 最前線
～安全・快適な都市生活を実現するユビキタスライフを目指して」
講師：白井 均 氏
（日立総合計画研究所 主管研究員）
- 9 月 2 5 日 スタッフ会
「提言骨子（案）について」

10月 4日 常任委員会
「提言骨子（案）について」

10月31日 スタッフ会
「提言骨子（案）について」

11月13日 正副委員長会議
「提言骨子（案）について」

11月21日 常任幹事会
提言中間報告
「豊かなライフスタイルを実現する情報社会のために
～産官学連携によるIT「共育」環境の実現へ～」

12月 5日 スタッフ会
「提言（案）について」

12月13日 常任委員会
「提言（案）について」

平成15年

1月14日 常任幹事会・幹事会
提言（案）を報告
「豊かなライフスタイルを実現する情報社会のために
～関西発：IT「共育」環境の実現へ～」

1月22日 記者発表
提言
「豊かなライフスタイルを実現する情報社会のために
～関西発：IT「共育」環境の実現へ～」

平成14年度 情報社会委員会 常任委員会 名簿

(敬称略)

委員長	菅原 光宏	エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	社長	
副委員長	二宮 清	ダイキン工業	常務	
	神戸 史全	三菱電機	常務関西支社長	
	酒井 朋久	サントリー	常務	
	富田 健治	博報堂	上席常務執行役員関西支社長	
	村田 省三	アートコーポレーション	専務	
	小畑 義治	日立製作所	常務関西支社長	
	山岡 喜紹	日本アイ・ビー・エム	理事・関西地区担当	
	北迫 忠志	KDDI	執行役員関西支社長	(12月退会)
	山田 隆持	西日本電信電話	常務	
	小林 俊介	東 芝	常務関西支社長	
	横井 省吾	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	取締役	
	細川 稔弘	アイプラザ	社長	
	上 敏郎	日本電通	社長	
	伊藤 俊一	大阪メディアポート	社長	
	森 詳介	関西電力	副社長	
	山本 一樹	フィンランド・ジャパン貿易	副社長	
	林 由修	CSK	専務西日本事業本部長	
常任委員	足立 健	大広	会長	
	金田 直己	エイアイエス	会長	
	柴田 俊治	朝日放送	会長	
	武井 真哉	伊藤忠商事	常任顧問	
	辻野 勝	日本電気	関西ソリューション営業事業本部長	
	笹平 俊彦	三井物産	常務執行役員関西支社長	
	平岡 憲人	清風明育社	専務理事	
	平田 昇	エヌ・ティ・ティ・データ	取締役西日本支社長	
	深川 誠	テレビ大阪	相談役	
	巻幡 展男	関西テレビ放送	副会長	
	芝野 芳彰	富士通	常務理事	

スタッフ	山崎 拓	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	経営企画部担当部長
	近藤 雅明	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	経営企画部担当課長
	橋本 良一	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	モバイルマルチメディア推進部担当課長
	宮川 暢弘	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	法人営業統括部主査
	坂倉 亜樹	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	経営企画部主査
	小林 和記	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	経営企画部
	馬場 麻由美	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	経営企画部
	土屋 隆彦	ダイキン工業	IT推進室IT企画担当部長
	田中 潤次郎	三菱電機	関西支社事業推進部担当部長
	黒土 新一郎	サントリー	情報システム部部长
	滝川 忠昭	博報堂	関西支社主査
	伊藤 幸人	アートコーポレーション	ITビジネス推進室室長
	岸上 壽充	日立製作所	関西支社企画部長
	桑原 芳之	日立製作所	関西支社情報システム営業企画センタ長
	一木 計男	日本アイ・ピー・エム	関西地区プロジェクト担当部長
	大竹 俊行	KDDI	管理部課長補佐
	西村 昌	西日本電信電話	ソリューション営業本部企画部担当課長
	三鬼 嘉明	東 芝	総務部長
	潮崎 善英	日本電通	営業推進部部长
	三木 康正	大阪メディアポート	経営企画グループマネジャー
	寺田 典夫	関西電力	秘書室マネジャー
	大磯 洋明	フィンランド・ジャパン貿易	技術アドバイザー
	南野 幹治	CSK	営業企画部部門長
代表幹事スタッフ	富森 浩治	西日本電信電話	総務部企画担当部長
	棕田 岳秀	西日本電信電話	総務部企画担当主査
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名 義昭	関西経済同友会	企画調査部部长
	谷 要恵	関西経済同友会	企画調査部
	小谷 美貴	関西経済同友会	企画調査部